

ご存知ですか？ 保険料の控除方法

○ 保険料の納付は資格取得月から資格喪失月の前月まで

毎月の保険料は、被保険者の資格を取得した月から、その資格を喪失した月の前月までの分について月単位で納付します。(健康保険法156条・厚生年金法81条)

加入した日が月の途中であっても、その月分からの保険料が徴収されます。

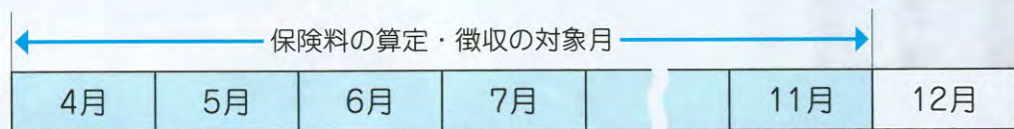
逆に、月の途中で資格喪失した場合は、最終の月分の保険料の納付は必要ありませんが、月末退職の場合、資格喪失日が翌月1日となるため、退職月の保険料が徴収されます。

同一の月に被保険者資格を取得・喪失した場合は、その月は1カ月分の保険料が徴収されます。

★ワンポイント

これまで、厚生年金保険の被保険者資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に国民年金の第1号被保険者の資格を取得したときは、厚生年金保険料と国民年金保険料の両方を納付する必要がありましたが、平成27年10月以降、国民年金の資格取得により厚生年金保険料および子ども・子育て拠出金の納付は不要となりました。該当となった場合、事業所へ保険料還付のお知らせが送付されます。

なお、健康保険料については、これまで通り保険料の納付が必要です。



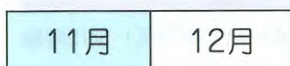
○ 給与からの保険料控除方法

事業主は、被保険者の当月分の給与から前月分の被保険者負担分の保険料を控除(天引き)することができます。(健康保険法167条・厚生年金法84条)

控除後は、給与明細書に控除額等を記載するなどして、被保険者にお知らせください。

■ 退職月の扱い

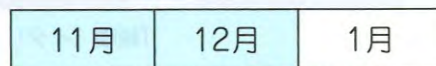
月の途中退職



12/20 退職
12/21 喪失

保険料は、喪失日の属する月の前月(11月)分まで計算。この場合、12月の報酬からは11月分の保険料のみを控除。

月末退職



12/31 退職
1/1 喪失

保険料は、喪失日の属する月の前月(12月)分まで計算。この場合、12月の報酬からは11月分と12月分の保険料を控除できます。

★ワンポイント

①事業主が被保険者の毎月の給与から控除できる保険料は、前月分だけに限られ、さかのぼって数カ月分の保険料を控除することはできません。

②入社月の保険料も翌月控除となるため、資格取得月の給与から控除することはできません。

③月の途中で退職の場合は、前月分のみを控除となります。(次の④の例外あり)

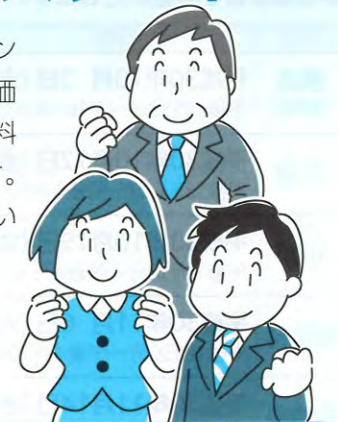
④月末に退職した場合は、翌月1日が喪失日となるので、前月分と退職月分(当月)の2カ月分を、退職月の給与から控除することができます。

⑤同一月に資格を取得・喪失した被保険者については、資格取得月分の保険料が発生するため、控除することができます。

協会けんぽに加入されている事業所様へのご案内です

重要 みなさまの取組を保険料率に反映させる！ ～インセンティブ(報奨金)制度がスタート～

協会けんぽでは、医療費の適正化を進めるため、平成30年度から新たに「インセンティブ(報奨金)制度」を導入しています。この制度は、みなさまの取組を5つの評価指標で評価し、その結果に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、「健康保険料率」を引き下げるものです。引き下げにはみなさまの積極的な関与が必要となります。協会けんぽもみなさまの取組を全力でサポートいたしますので、ともに取組んでいきましょう！



何を評価されるの？ 何をすればいいの？

5つの評価指標

1 特定健診等の受診率

協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。

協会けんぽの健診以外(事業者健診)を実施の事業所は、健診結果を協会けんぽへ提供してください。



2 特定保健指導の実施率

健診結果で「生活習慣改善が必要」と判定された場合には、特定保健指導を受けてください。



3 特定保健指導対象者の減少率

特定保健指導の対象にならないよう、日ごろからの健康づくりを心がけましょう。

特定保健指導は保健師等の指示に従い最後まで継続してください。



4 受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

健診の結果、「血圧、血糖値が要治療(再検査含む)」の場合は、必ず病院を受診してください。

従業員の健診結果を把握し、「要治療者」に受診を促してください。



5 後発医薬品の使用割合

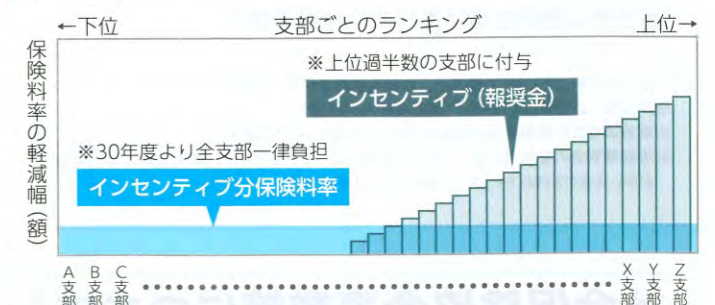
医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に使用してください。



インセンティブ制度の評価方法・イメージ

まず、制度の財源となる保険料率として、新たに全支部の保険料率の中に0.01%(*)を盛り込みます。

その上で上記5つの評価指標に基づき、全支部をランキング化し、ランキングが上位過半数となる支部に得点数に応じた報奨金を付与して保険料率の引き下げを行います。



(※) 3年間で段階的に引き上げられます。

